

質問	回答
電気主任技術者の選任・保安規程の届出を既に 行っている小規模な発電設備は、基礎情報の届出 を行う必要がありますか？	電気主任技術者の選任届出及び保安規程届出の義務が発生する設備に該当する場合（例えば、高圧連系してい るビルの屋上に設置されている太陽電池発電設備等）は小規模事業用電気工作物ではない事業用電気工作物に 分類されるため、基礎情報届出は必要ありません。
現在、自宅で10kW以上の太陽電池発電設備を使 用しているのですが、新たに基礎情報届出や使用 前自己確認を行う必要はありますか？	施行日である2023年3月20日より前に使用を開始している発電設備は、使用前自己確認を新たに行う必要はあ りません。ただし、一定の規模の発電設備の変更の工事を行った場合は、工事の内容により使用前自己確認を 行う必要があります。（電気事業法施行規則別表第七） 基礎情報届出は、2023年3月20日より前に既にFIT認定を受けている発電設備は届出を行う必要はありません。 ただし、FIT認定を受けていない発電設備及びFIT認定が失効している発電設備は、施行日以降6月以内に基礎情 報届出を行う必要があります。
施行後に、自宅で10kW以上の太陽電池発電設備 の使用を始める予定です。自家消費のみで売電を 行う予定はありませんが、届出を行う必要あり ますか？	2023年3月20日の施行後、10kW以上の太陽電池発電設備、全ての風力発電設備は事業用電気工作物になります （電圧30V未満であって、30V以上の電氣的設備に接続されていないものは対象外）。施行後に使用を開始する これら発電設備は、自家消費のみであっても、低圧の10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風 力発電設備は基礎情報届出と使用前自己確認を行う必要があります。高圧に接続されている設備や50kW以上の 太陽電池発電設備、20kW以上の風力発電設備であれば、小規模事業用電気工作物ではない自家用電気工作物に なるため、電気主任技術者の選任や保安規程の届出及び使用前自己確認が必要です。
施行前から使用していた太陽電池発電設備の出力 の変更の工事を行い、出力が10kW以上となっ た場合、基礎情報届出と使用前自己確認を行う必要 がありますか？	以下のパターンが考えられますので、下記に従い、必要な届出をお願いします。 ①変更工事後に発電出力が10kW以上となるが、当該変更工事で増設するパネルの出力は10kW未満の場合 （例えば、9kWの太陽電池発電設備に、2kWの太陽電池発電設備を増設することで、11kWの太陽電池発電設 備となる場合） →基礎情報は必要、使用前自己確認は不要 ②変更工事後に発電出力が10kW以上となり、かつ当該変更工事で増設するパネルの出力も10kW以上の場 合（例えば、9kWの太陽電池発電設備に11kWのパネルを増設し、20kWの太陽電池発電設備となる場合） →基礎情報も使用前自己確認も必要 なお、例えば、同一設備内で工期を分割し、10kW未満の設備の増設を繰り返しているような規制逃れと見受 けられる場合には、使用前自己確認の提出を求める場合もありますので、ご注意ください。

質問	回答
<p>施行前に発電設備が完成した場合、届出や使用前自己確認を行う必要がありますか？</p>	<p>使用前自己確認については、施行前に使用を開始している発電設備は、使用前自己確認を新たに行う必要はありません。ただし、施行後に、使用を開始した場合又は変更の工事（電気事業法施行規則別表第七）を行った場合は、工事の内容により使用前自己確認を行う必要があります。</p> <p>基礎情報届出については、既にFIT認定を受けている発電設備は届出を行う必要はありません。FIT認定を受けていない発電設備及びFIT認定が失効している発電設備は、施行後6月以内に届出を行う必要があります。</p>
<p>太陽電池発電設備の出力はDC側かAC側かどちらになりますか？</p>	<p>DC側とAC側の両方があります。</p> <p>DC側になる場合は、直流のパネルとPCSの間に蓄電池等があってパネルの電力を全て使える状況にある場合はDC側になります。</p> <p>PCSより上流側に何も無い場合はPCSで絞ることになり、能力としてはPCSで絞った能力分しか出ないのでAC側の出力になります。</p> <p>詳細は、「太陽電池発電設備を設置する場合の手引き」の「太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱いについて」 （https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/310221.pdf） をご確認ください。</p>